

川崎市パラスポーツ指導者協議会会計会則 (令和6年4月1日制定)

R6.4.20 総会資料 議案4

令和6年4月1日制定		制定理由
<p>川崎市パラスポーツ指導者協議会会計会則</p> <p>第1条 川崎市パラスポーツ指導者協議会会則第7条の1の規定により、川崎市パラスポーツ指導者協議会会計会則を定める</p> <p>第2条 役員の会議費及び事業実施に係る交通費として、1回あたり1人1,000円を支給する。</p> <p>第3条 役員の関係団体等への会議出席に関して、1回あたり1人1,000円を支給し、交流のために必要な会費は半額を補助する。また、交通費は実費を支給する。</p> <p>第4条 事務局及びホームページ運営の管理費として、毎月1人5,000円を支給する。</p> <p>附則</p> <p>1 この会計会則は令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(なし)</p>	<p>会計に関する会則を明文化</p>